

新型コロナウイルスに関連する主な保証制度

保証制度名	申込期間	対象者	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	保証料率
DX促進資金 (徳島県中小企業振興資金保証)	期限なし	デジタル技術を活用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを構築し、DXの実現に取り組む、県内に事業所等を有する方	設備資金 運転資金(研究開発に要する経費)	2億8,000万円	設備20年以内 運転10年以内 (据置3年以内)	保証期間10年以内/1.50% 保証期間10年超 /金融機関所定	0.30～1.15%
セーフティネット資金 (徳島県中小企業振興資金保証)	期限なし	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を取得した、県内に事業所等を有する方	運転資金	7,000万円	10年以内	年1.60～2.05%	0.30%
経済変動対策資金 (徳島県中小企業振興資金保証)	期限なし	経済不況等(新型コロナウイルス感染症を含む)により影響を被り、その経営に支障を生じている方	運転資金	5,000万円	10年以内	年1.80～2.05%	0.30～0.85%
伴走支援型特別保証制度	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した方	経営の安定に必要な事業資金	4,000万円	一括返済の場合/1年以内 分割弁済の場合/10年以内 (据置5年以内)	金融機関所定	実質0.20%
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	要綱に定めるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方	事業資金(事業再生計画の実施に必要な資金)	2億8,000万円	一括返済の場合/1年以内 分割弁済の場合/15年以内 (据置5年以内)	金融機関所定	実質0.20%

※なお、上記以外にも保証制度が多数ございますので、当協会窓口にご相談ください。